

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

真室川森林造成事業協同組合

山形県最上郡真室川町大字差首鍋1535-1

2. 指名停止措置期間

平成25年11月29日から平成26年2月28日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

真室川森林造成事業協同組合は、平成25年5月14日付けで東北森林管理局山形森林管理署最上支署長と契約した「造林事業請負」において、例年以上の事業量の確保と労務配置の不手際により事業の進捗が大幅に遅れたことから、事業完成不能届を提出し契約解除を申し出たため、事業期間内に事業を完了する見込みがないとして平成25年10月31日契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070